

新年度の被扶養者異動手続きについて

さて、4月を迎えると、卒業・進学または就職等に伴う被扶養者の異動が生ずる季節となります。

そこで、令和5年4月に組合員被扶養者証の有効期限に到達される被扶養者につきましては、下記の表を参考にいただき、有効期限の翌日から**30日以内**に**《継続》**または**《取消》**の届出を行っていただけますようお願いいたします。

また、特に被扶養者資格の**《継続》**手続きについて、有効期限の翌日から**30日を過ぎてから所属所への提出及び受付がされた場合は、有効期限の翌日で一度被扶養者資格を取消すこととなり、所属所で当該申告書等を受け付けた日が新たな認定日となります。**その場合、今回の有効期限の翌日から新たな認定日までの期間については**国民健康保険等へ遡って加入していただくこととなります**ので、届出忘れがないようご注意ください。

なお、高等学校へ進学する年齢にあたる方にとっては、6月頃に所属所を經由して手続きのご案内をさせていただきますので、それ以降に手続きを行っていただけますよう併せてお願いいたします。

記

1 諸手続きに伴う提出書類（※短期組合員の方は（注1）もご確認ください）

（1）新たに大学（院）・短大・各種専門学校等に進学される方

該当される方につきましては、下記の表を参考にいただき手続きをお取りください。遠方の学校等に進学される方が多いことから、3月中から手続き可能としておりますが、3月中に「③合格通知書または入学許可証の写し」と「④申立書」により**《継続》**の届出を行った場合は、入学後、令和5年5月末日までに必ず「⑤在学証明書」（原本）を提出してください。

なお、予備校に通われる方は（2）ウを参照願います。

令和5年4月の状況	提出書類
新たに大学(院)・短大・各種専門学校等へ進学する方	①「被扶養者申告書（継続）」 ②「組合員被扶養者証」 【3月中に提出される方】 ③「合格通知書」または「入学許可証の写し」 ④「申立書」※令和5年5月末日までに⑤を提出 【4月以降に提出される方】 ⑤「在学証明書（原本）」※③、④は不要

（2）（1）以外の方

下記の表ア～キを参考にいただき手続きをお取りください。

令和5年4月の状況	提出書類
ア. 留年等により4月1日以降引き続き学校等へ在学する方	①「被扶養者申告書（継続）」 ②「組合員被扶養者証」 ③「在学証明書」（令和5年4月以降に交付されたもの）

<p>イ. 4月1日以降引続き通信制・定時制の学校等へ在学する方</p>	<p>①「被扶養者申告書（継続）」 ②「組合員被扶養者証」 ③「在学証明書」（令和5年4月以降に交付されたもの） ④「所得証明書」もしくは「情報連携に係る同意書」 ※18歳未満であっても、給与収入が得られる状況であることから、収入を確認いたします（有効期限は1年となります）。</p>
<p>ウ. 受験勉強中（予備校生含む）、求職活動中又は無職・無収入の方（注1）</p>	<p>①「被扶養者申告書（継続）」 ②「組合員被扶養者証」 ③「家族状況調書」 ④「所得証明書」もしくは「情報連携に係る同意書」 ⑤生計維持確認書類</p> <p>同居の場合…添付書類は不要 別居の場合…仕送り額の確認ができる書類（注2）</p>
<p>エ. アルバイトをしている方 （交通費を含めて総支給額が月額108,334円未満）（注1）</p>	<p>①「被扶養者申告書（継続）」 ②「組合員被扶養者証」 ③「家族状況調書」 ④「所得証明書」もしくは「情報連携に係る同意書」 ⑤「雇用証明書」 ⑥生計維持確認書類</p> <p>同居の場合…添付書類は不要 別居の場合…仕送り額の確認ができる書類（注2）</p>
<p>オ. 障害のある方</p>	<p>①「被扶養者申告書（継続）」 ②「組合員被扶養者証」 ③「家族状況調書」 ④「所得証明書」もしくは「情報連携に係る同意書」 ⑤障害があることが確認できる書類 （「障害者手帳」「障害年金関係書類」「医師の診断書（就労能力を欠いている旨の証明が必要）」「障害者支援施設入所・通所証明書」等）</p>
<p>カ. 学校を卒業と同時に就職する方（有効期限の翌日から就職する場合）</p>	<p>①「被扶養者申告書（取消）」 ②「組合員被扶養者証」</p>
<p>キ. 就職する方（学生以外）</p>	<p>①「被扶養者申告書（取消）」 ②「組合員被扶養者証」 ③新しく加入された「健康保険の保険証の写し」 認定期間中に収入があった方は、認定期間中の収入を「給与明細書の写し等」により確認させていただくこととなります。</p>

(注1) 扶養手当の支給がない子や親等に係る《継続》手続きについて、共同扶養者（組合員の配偶者等）がおり、かつその共同扶養者が組合員の被扶養者として認定されていない場合は、**その方の「所得証明書」または「確定申告書等の写し」を提出**していただき、主たる生計維持者が組合員であることを確認させていただくこととなります。

(注2) 扶養手当の支給がなく組合員と別居されている方の《継続》手続きにあつては、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の公的年金等の受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては180万円未満）であつて、かつ、当該年間収入の2分の1以上を生活費として組合員が仕送り（援助）していることが被扶養者の要件となります。

また、仕送りは、被扶養者の**毎月の生活を経済的に支援する資金**であることから、**次の方法により毎月送金しているもの以外は「仕送り」として認めておりません。**

仕送り方法	金融機関からの「振込み」によるものとします。 <u>手渡しによる方法は客観的な事実確認が困難なことから認めておりません。</u>
確認書類	銀行の振込受領書、ATM利用明細書等として、一枚の用紙で振込人と受取人の氏名、金額及び振込日等が確認できるもの。 <u>通帳の写しによる確認は、表紙と内容が同一であることの確認が困難なことから認めておりません。</u> ただし、定額自動送金サービスを利用している者については「利用明細書」等の確認書類が発行されない場合のみ、通帳の写しによる確認を可としておりますが、サービス申込み時の「申込書（契約書）」の写しを併せて提出してください。 仕送り忘れのないよう <u>定額自動送金サービス等</u> を利用してください。
仕送り額	最低限1人世帯月5万円以上、2人世帯月9万円以上必要であり、かつ対象者の全収入の原則1/2以上の送金が必要となります。

ただし、次の方は別居であっても「仕送り」の事実確認を要しません。

- ・ 扶養手当の支給がある配偶者及び子
- ・ 子が学生で進学による別居
- ・ 次の障害者支援施設等への入所による別居
 - ① 身体障害者福祉法（昭和 25 年法律第 283 号）に規定する身体障害者支援施設
 - ② 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者支援施設
 - ③ 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する老人保健施設

なお、令和 5 年 4 月から扶養手当の受給がなく「別居する」場合であっても、4 月分の生計維持を確認した上で、更新後の「組合員被扶養者証」を交付することとなりますので、事前に振込んでから**《継続》**の届出を行っていただけますようお願いいたします。

2 留意事項

- (1) 組合員が資格喪失したときは、同時に被扶養者を取消すこととなります。
「組合員証」「組合員被扶養者証」及び「高齢受給者証」は、「組合員資格喪失届書」へ添えて返納してください（別途、「被扶養者申告書」を提出していただく必要はありません。）。
- (2) 組合員が年度末で退職後、任意継続組合員の資格取得の申出を行う場合に係る被扶養者の諸手続きにつきましては、所属所を経由することなく 4 月 1 日以降に直接当組合宛て手続きをお願いいたします。
- (3) 数年に渡り求職活動をされている方については、別途「公共職業安定所の求職をした受付票（写し）」又は「採用試験等に関する受験票（写し）」等就職活動中であることが客観的に確認できる書類を求めることもあります。
- (4) 上記事例は一般的な事例となりますが、**個々の状況を確認したうえで本組合が必要だと判断した場合には、別途書類の提出を依頼させていただくこともあります**ので、ご協力をお願いいたします。
- (5) 「被扶養者申告書」、「家族状況調書」、「情報連携に係る同意書」及び「雇用証明書」については、当組合のホームページの各種請求用紙からダウンロードすることができます。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の今後の情勢により、書類の提出内容や期限に変更が生じた場合には別途通知することとなりますので、ご協力をお願いいたします。

担 当：保健課 資格担当
T E L：055-232-7311